

令和5年5月22日

令和5年度 社会福祉法人設立認可等協議書の提出について

春日部市長 岩谷 一弘
(公印省略)

本年度の社会福祉法人設立認可に係る協議書（「特別養護老人ホームの設立、介護老人保健施設及び介護医療院の開設、特定施設入居者生活介護の指定を受ける軽費老人ホーム（ケアハウス）及び養護老人ホーム等に係る老人福祉施設の設立」する法人に限る）の提出につきまして、下記のとおり定めましたので、お知らせします。

記

1 基本的な考え方

春日部市内で施設を設立又は開設し、新たに社会福祉法人を設立する場合においては、当市で社会福祉法人の設立認可の審査を行います。

なお、施設に係る認可は別途、県等での審査を受けてください。

特別養護老人ホームの設立
介護老人保健施設及び介護医療院の開設
特定施設入居者生活介護の指定を受ける軽費老人ホーム（ケアハウス）及び養護老人ホーム等に係る老人福祉施設の設立

2 提出までの流れ

法人の設立認可にあたっては、事前に手続きや提出書類等について下記担当へ相談してください。その後、次の提出期限までに社会福祉法人設立認可等協議書及び老人福祉施設設立計画書を本市あて提出してください。

提出された書類は、後日本市の社会福祉法人認可審査委員会で審議を行います。

3 提出期限等

社会福祉法人設立認可等協議書及び老人福祉施設設立計画書の提出期限	令和5年9月29日（金）
市社会福祉法人認可審査委員会	令和5年11月～令和6年2月（予定）

担 当 福祉総務課 福祉総務担当
電 話 048-736-1111（内線 2515）